

外国為替取引等取扱業者のための  
外為法令等の遵守に関するガイドライン

令和6年7月

財務省国際局

# 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン

## 目次

第Ⅰ章 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインについて	1
1. ガイドライン策定の背景と目的	1
2. 外為検査実施に当たっての基本的な考え方	2
第Ⅱ章 経済制裁措置に関する事項	4
1. 内部管理態勢の整備等（経営陣の主導的関与、統括責任者の任命等）	6
2. 内部管理態勢の整備等（三つの防衛線等）	8
3. リスクの特定・評価	10
4. リスク低減措置	11
4-1) 確認義務の履行のために求められる対応（資産凍結等の措置関係）	11
4-2) 確認義務の履行のために求められる対応（特定国等、特定目的、特定取引等規制）	12
4-3) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応（資産凍結等の措置）	13
4-4) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応（特定国等、特定目的、特定取引等規制）	14
4-5) 慎重な確認、その他のリスク低減措置	15
5. 記録の作成及び保存	17
第Ⅲ章 両替業務における取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する事項並びに特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項	18
1. 両替業者に関する内部管理態勢等	18
2. 両替業務に関する取引時確認等	20
3. 両替業務に関する疑わしい取引の届出	22
4. 特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項	23
第Ⅳ章 銀行等又は資金移動業者による通知義務に関する事項	24
第Ⅴ章 特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項	25
（別添1）一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和6年7月18日現在）	27
（別添2）現在実施中の特定国（地域）、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制（令和6年7月18日現在）	28
（別添3）現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制（令和6年7月18日現在）	30
（別添4）外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例	31
（別添5）犯罪収益移転防止法に関する留意事項について	33

# 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン

## 第 I 章 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインについて

### 1. ガイドライン策定の背景と目的

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）は、対外取引が自由に行われることを基本とし、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」には、経済制裁措置等の所要の規制を実施できることとなっている。これに基づき、これまで、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等、イランの核活動等に関与する者のほか、ウクライナを巡る国際情勢に鑑みたロシア連邦又はベラルーシ共和国の者等に対する資産凍結等の措置をはじめとする各種の規制を実施してきたところである。

（注）イランの指定対象者に対する資産凍結等の措置は、令和 5 年 10 月 27 日に解除されている。

また、外為法第 68 条第 1 項の規定及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、金融機関等に課された外為法令及び犯収法令（以下「外為法令等」という。）に係る諸義務の遵守状況を外国為替検査（以下「外為検査」という。）により確認し、これら規制の実効性を確保している。

国際社会がテロ等の脅威に直面する中、刻々と変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まっており、金融活動作業部会（FATF）の勧告においても、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融対策について、リスクを特定・評価し、リスクに見合ったリスク低減措置を講じるリスクベース・アプローチの導入が求められている。

かかる中、平成 30 年に財務省は、外為検査の検査事項等を定めた従前の外国為替検査マニュアルを改組し、リスクベース・アプローチを取り入れたより効果的な枠組みへ移行すべく、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドラインを策定した。令和 4 年には、経済制裁措置の実効性を確保するため、外国為替取引等取扱業者（外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者をいう。以下同じ。）に、外国為替取引等取扱業者遵守基準（外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者遵守基準をいう。以下同じ。）の遵守を求めることとする改正外為法が成立し、外国為替取引等取扱業者遵守基準により、経済制裁措置に係るリスクベースでの対応や態勢整備が外為法令に基づく義務として明示的に求められることとなった。これを受けて、外国為替検査ガイドラインについて、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示すとともに、外為検査を行う検査官の検査指針を示すものとして再整理し、「外国為替取引等

取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)として公表することにより、外国為替取引等取扱業者等による各種義務の遵守の確保を図ることとした。

## 2. 外為検査実施に当たっての基本的な考え方

本ガイドラインでは外国為替取引等取扱業者等が外為法令等を遵守するうえで求められる対応を整理しており、外為検査では、当該検査の対象先が、本ガイドラインに沿って外為法令等に基づく以下の義務等を遵守しているか否か、当該遵守のための態勢がとられているか否かを確認する。外国為替取引等取扱業者等は、関係法令や本ガイドライン等の趣旨を踏まえた実質的な対応を行うことが求められる。

### (1) 経済制裁措置に関する外為法令の遵守状況

- ① 外為法第16条第1項若しくは第3項、第21条第1項又は第25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可取得状況(同法第67条第1項の規定に基づく許可に対する条件の遵守状況を含む。)
- ② 外為法第17条の規定に基づく確認義務の履行状況(同法第17条の3及び第17条の4第1項の規定により準用する場合における当該義務の履行状況を含む。)
- ③ 外為法第55条の9の2第3項の規定に基づく外国為替取引等取扱業者遵守基準に従った外国為替取引等の実施状況

### (2) 両替業務における取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する犯収法令の遵守状況並びに特定為替取引等における本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況

- ① 犯収法第4条第1項から第5項までの規定に基づく取引時確認等、同法第6条の規定に基づく確認記録の作成義務等及び同法第7条の規定に基づく取引記録等の作成義務等の履行状況(両替業務に係るものに限る。)
- ② 犯収法第8条の規定に基づく疑わしい取引の届出義務等の履行状況
- ③ 外為法第18条第1項から第3項まで及び第18条の3並びに第22条の2の規定に基づく本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等の履行状況(同法第18条の5及び第18条の6第1項並びに第22条の3の規定により準用する場合におけるこれらの義務等の履行状況を含む。)

### (3) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の履行状況

### (4) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定による特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項の遵守状況(同法第67条第1項の規定に基づく承認に付す条件の遵守状況を含む。)

### (5) 外為法第6章の2の規定に基づく報告義務の履行状況

(6) (1)～(5)までに掲げる事項に関連する外為法令等の遵守状況

財務省は、情勢の変化等に機動的かつ実効的に対応するために、リスクベース・アプローチの考え方に沿って、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に関するオフサイトでのモニタリングを実施し、リスクの高低に応じて資源を配分し、実効的かつ効率的な外為検査を実施していく。

外為検査等において把握した不備事項について、外為検査の対象先の当該不備事項に関する責任者又は担当部署は、発生した原因等を検証するため、外為検査を行う検査官との間での双方向の議論を通じてその問題点を認識する必要がある。また、認識した問題点に基づく再発防止策を策定し、これを実施すること等により、外為検査の対象先には、外為法令等遵守における内部管理態勢の確実な改善が求められる。

本ガイドラインにおいて対応が求められる事項に係る措置が不十分であり、外為法令等の規定に違反する事態が生じた場合には、必要に応じて、外為法令等の規定に基づく是正措置等行政上の対応を行い、内部管理態勢等の改善を図る。

また、刻々と変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応するためには、財務省は、関係当局との連携を進めていく必要がある。とりわけ、金融機関等を監督する立場の金融庁との連携を深めることにより、オフサイト・モニタリング及び外為検査の実効性や効率性の向上が図られることが期待できる。更に、必要に応じて、外国当局と情報交換を行うことも有効である。

## 第二章 経済制裁措置に関する事項

外為法令においては、規制対象となる支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）及び資本取引等について許可等を受ける義務を課すこと等によって、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として指定された者（以下「制裁対象者」という。）に対する当該措置をはじめとする各種の経済制裁措置を実施している。また、外国送金等について、銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等に対し、顧客の支払等が、外為法令に基づく規制対象のものではないかどうか等を確認した後でなければ為替取引等（電子決済手段等の移転等を含む。以下同じ。）を行ってはならないとの義務（以下「確認義務」という。）を課すことで、経済制裁措置の実効性を確保している。

こうした規制を確実に実施するため、外国為替取引等取扱業者は、①為替取引において顧客が行う支払等、②自らが行う支払等及び資本取引等が規制対象であるかどうかの確認を、これら取引等を実施する前に適切に行う必要がある。

外国為替取引等取扱業者において手続の不備等（例：顧客受入時の手続不備、職員の知見不足、フィルタリングのシステムや手続の不備）があれば、経済制裁措置に違反して取引を行う、又は違反するおそれがある取引を行うリスクが顕在化するものと考えられる。

また、制裁対象者やその関係者等が取引等について偽装を行い、資産凍結等を回避しようとする行為等（例：フロント企業や仲介人の利用、第三国を経由した迂回）があれば、経済制裁措置の潜脱のリスクが顕在化するものと考えられる。

このため、外国為替取引等取扱業者は、主務省令で定める外国為替取引等取扱業者遵守基準に従って、リスク評価や態勢の整備等を行い、リスクに見合ったリスク低減措置を実施する必要がある。具体的には、外国為替取引等取扱業者は、為替取引等における顧客の支払等や自らが行う取引等について、こうした経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク（以下「制裁違反リスク」という。）を特定し、分析・評価する必要がある。また、外国為替取引等取扱業者は、制裁違反リスクの評価の結果に基づき、制裁違反リスクを十分に低減させるための方針を策定するとともに、制裁違反リスクを踏まえたリスクを低減させるための対応方法（以下「リスク低減措置」という。）を定め、これらを実施するための手続を定める手順書としての内部規程を整備し、リスク低減措置を実施する必要がある。

なお、こうした制裁違反リスクの特定及び評価並びにリスク低減措置の実施は、必ずしも制裁違反リスクのみに焦点を当てて他のリスク評価から独立して行う必要はなく、外国為替取引等取扱業者が行っているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）のリスク評価に、制裁違反リスクを加味する対応で差し支えなく、マネロン・テロ資金供与に係るリスク低減措置と

内容が重複するものについては、当該リスク低減措置をもって、制裁違反リスクに係るリスク低減措置も併せて実施することとして差し支えない。

外為法令に基づく支払等及び資本取引等に関する許可等の制度は、外国為替取引等取扱業者に限らず、本邦から外国に向けた支払、居住者と非居住者との間の支払等又は資本取引等を行う者に広く適用されるものであり、こうした支払等又は資本取引等を行う者は、当該許可等の義務を遵守する必要があり、制裁違反リスクや取引等の内容に応じて、本ガイドラインに準じた対応を行うことが期待される。

## 1. 内部管理態勢の整備等（経営陣の主導的関与、統括責任者の任命等）

制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の実施のための内部管理態勢等（経営陣の主導的関与及び統括責任者の任命等）に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

1-①（統括責任者の任命等） 制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の確実な実施を統括し、管理する者（以下この章において「統括責任者」という。）である担当役員又は管理者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること。統括責任者は以下の(i)～(vi)に掲げる事項について責任を有し、これらの承認を行い、これらの事項及び個々の外国為替取引等（外為法第55条の9の2第1項に規定する外国為替取引等をいう。以下同じ。）の確実な実施を図り、そのために必要な措置を講じること。

(i) 制裁違反リスクの評価（Ⅱ-1-③関係）

(ii) 制裁違反リスクの低減方針の作成（Ⅱ-1-④関係）

(iii) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（Ⅱ-1-⑤、⑦関係）

(iv) 手順書の作成及び見直し（Ⅱ-1-⑥、⑦関係）

(v) 研修の実施（Ⅱ-1-⑧関係）

(vi) 記録の作成及び保存（Ⅱ-1-⑨関係）

（注）外国為替取引等には、以下を含む。

- ・ 自らが行う支払等
- ・ 顧客の支払等に係る為替取引、電子決済手段等の移転等
- ・ 外貨両替取引
- ・ 非居住者との間の預金取引、信託取引、金銭貸借取引、債務保証、対外支払手段又は債権の売買、証券の取得・譲渡、金融指標等先物取引、役務取引

1-②（役員会等への報告と経営陣の関与） 統括責任者は、Ⅱ-1-③～⑨に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会又はこれに相当するもの（以下「役員会等」という。）の承認を受け、又は、これらに対し報告を行うこと。経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与すること。

1-③（リスク評価の実施） Ⅱ-3により求められる対応により、制裁違反リスクの特定・分析・評価を行い、定期・随時に見直すこと。

1-④（リスク低減方針の作成） 制裁違反リスクの評価結果を踏まえ、制裁違反リスクへの対応を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けるとともに、コンプライアンス・マニュアル等において、遵守すべき法令等として、経済制裁措置に関する外為法令の規定を位置付けること。制裁違反リ

スクを踏まえ、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに経済制裁措置への対応に係る事項を盛り込むこと。

1-⑤（リスク低減措置の策定及び実施） 制裁違反リスクの評価結果を踏まえ、Ⅱ-4で求められるリスク低減措置の内容を決定し、実施すること。新たな経済制裁措置が実施される（又は実施された）際には、速やかに、既存のリスク低減措置が適切であり十分に制裁違反リスクを低減させているかについて検証し、必要な見直し・強化を行うこと。

1-⑥（手順書の作成・見直し） 外国為替取引等取扱業者が実施することとした各リスク低減措置についての手続の詳細（手続の実施者、実施内容、実施のタイミング等を含む。）を内部規程（以下「手順書」という。）として定めること。新たな経済制裁措置が実施される（又は実施された）際には、速やかに既存の手順書の内容が制裁違反リスクを十分に低減させているかを検証し、必要な見直しを行うこと。

1-⑦（リスク低減措置の実施の監視等） 統括責任者は、リスク低減措置の実施状況を監視（モニタリング）すること。当該監視の結果等からリスク低減措置の内容や実施状況が実効的でなく不十分であると認められた場合には、統括責任者は、リスク低減措置を見直し・強化するとともに、これに係る手順書の見直しも行うこと。

1-⑧（研修の実施等） 経済制裁措置への対応に関わる役職員について、その役割に応じて、制裁違反リスクの評価、リスク低減方針、リスク低減措置の内容、手順書の内容、記録の作成・保存及び内部管理態勢に関する研修を行い、必要とされる知識及び専門性を確保すること。

1-⑨（記録の作成及び保存） 制裁違反リスクの特定・分析・評価、リスク低減方針及びリスク低減措置等に関し、Ⅱ-5で求められる記録の作成及び保存を行うこと。

1-⑩（適切な資源配分） 管理部門及び内部監査部門等に、経済制裁措置に関する適切な知識及び専門性等を有する職員を配置し、必要な予算の配分等を行うこと。

1-⑪（役員・部門間の連携） 経済制裁措置に関係する役員間、部門間の連携の枠組みを構築すること。

## 2. 内部管理態勢の整備等（三つの防衛線等）

制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の実施のための内部管理態勢等（三つの防衛線等）に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

（注）第1線とは、営業部門を指し、第2線とはコンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門を指す。第3線とは、第1線及び第2線から独立した内部監査部門を指す。

**2-①（第1線によるリスク低減措置の実施等）** 第1線において、経済制裁措置への対応に関わる全ての職員が、自らの部門・職務において必要な外為法令等に係る諸義務の遵守に係る事項を十分に理解し、制裁違反リスクに見合った低減措置を的確に実施すること。

**2-②（第2線によるリスク低減措置の策定等）** II-1-⑤及び⑦で求められるリスク低減措置の策定及び実施並びに見直し・強化や、II-1-⑥及び⑦で求められる手順書の作成及び見直しについて、第2線が中心となって行うこと。

**2-③（第2線によるリスク低減措置の実施の支援）** 第2線は第1線による手順書に基づくリスク低減措置の実施について、経済制裁措置に関する情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的なリスク低減措置の実施等について協議をするなど、十分な支援を行うこと。

**2-④（リスク低減措置の実施の監視等）** II-1-⑦で求められるリスク低減措置の実施状況の監視にあたって、第1線から独立した立場にある第2線が、第1線におけるリスク低減措置の実施状況の確認や、リスク低減措置の有効性の検証等により、制裁違反リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から、自らが直面する制裁違反リスクを踏まえた監視を行うこと。

**2-⑤（内部監査計画の策定と監査の実施）** II-3により求められている制裁違反リスク評価の結果を踏まえ、第3線である内部監査部門は、第1線及び第2線から独立して自らが行うリスク評価の結果に応じ、経済制裁措置への対応に関する監査計画を策定し、独立した立場から適切な内部監査を実施すること。監査計画については、以下を含む事項について検討を行い、リスクに応じて、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする。

- ・ 経済制裁措置に関する外為法令の遵守状況
- ・ 制裁違反リスクの評価の適切性
- ・ リスク低減方針、リスク低減措置の内容及びこれに関する手順書の適切性
- ・ 手順書に基づく個々の手続の実施状況
- ・ 統括責任者及び第2線によるリスク低減措置の実施等の監視状況
- ・ 職員に対する研修等の実施状況、職員の専門性等

2-⑥（内部監査結果の報告とフォローアップ等） 内部監査部門が実施した内部監査の結果を担当役員及び経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を行うこと。

2-⑦（内部監査に準じた対応） 制裁違反リスクの評価結果その他の事情を踏まえ、リスクを十分に低減させるために必要な事項について、独立した監査部門による監査を行う必要がないと認められる場合において、Ⅱ-2-⑤及び⑥の対応に代えて、必要に応じ、外部監査や社内の第1線又は第2線から独立した人材を活用すること等により、これらの事項に準じた対応を行うこと。

### 3. リスクの特定・評価

制裁違反リスクの特定・分析・評価に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**3-①（リスクの特定）** 国によるマネロン・テロ資金供与のリスク評価の結果その他の情報を勘案しながら、外国為替取引等に関し、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面する制裁違反リスクを特定すること。

**3-②（新たな商品・サービス等のリスクの検証）** 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスの制裁違反リスクの検証及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等の制裁違反リスクの管理態勢の有効性も含め制裁違反リスクを検証すること。

**3-③（リスクの評価）** リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、Ⅱ-3-①により特定された制裁違反リスクについて、評価を実施するとともに、顧客や取引の内容等の情報を基に顧客リスク評価を実施すること。

**3-④（リスク評価の見直し）** 定期的に制裁違反リスクの評価を見直すほか、経済制裁措置への対応に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、制裁違反リスクの評価を見直すこと。顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的に見直すとともに、顧客リスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちに見直しを行うこと。

**3-⑤（リスク評価に関する経営陣の関与）** 制裁違反リスクの評価において、経営陣が、関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、部門間の利害調整や必要な指導・支援を行う等、制裁違反リスクの評価の過程に主導的に関与し、制裁違反リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと。

## 4. リスク低減措置

### 4-(1) 確認義務の履行のために求められる対応（資産凍結等の措置関係）

特定の者等に対する資産凍結等の措置に関する確認義務を履行するため、外国為替取引等取扱業者（為替取引等を行う者に限る。）に求められる対応は以下のとおり。

4-(1)-①（制裁対象者のフィルタリング） 顧客の支払等に係る為替取引等を行う前に、送金人若しくは受取人又は為替取引等の相手方金融機関等の氏名・名称等の情報をフィルタリング（特定の者の氏名・名称等の情報を制裁対象者の氏名・名称・別称等の情報と照合し、これら情報が一致又は類似するものを検知することをいう。以下同じ。）し、検知された為替取引等について、制裁対象者との間の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。業として顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合には、これに加え、当該移転を行う前に、ブロックチェーン分析ツールにより、移転先がブラックリストアドレスに該当するかの確認を行うこと。

4-(1)-②（制裁対象者リストの整備） フィルタリングを適切に行うため、制裁対象者の氏名又は名称、生年月日及び住所又は所在地等の情報を有するリスト（以下「制裁対象者リスト」という。）を整備し、制裁対象者に追加、情報改訂又は削除があった場合に、直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保つこと。財務省から配信される電子メール等の情報によりこうした対応の準備を開始すること。

（注）SWIFT を用いて為替取引等を行う外国為替取引等取扱業者にあつては、制裁対象者（SWIFT を利用する金融機関である者に限る。）の SWIFT コードについても制裁対象者リストに登録し、フィルタリングを行うこと。

4-(1)-③（制裁対象者リストの追加的登録等） 特定の者等に関する一部取引に係る支払等の規制が課されている場合には、当該特定の者等についても制裁対象者リストに登録すること。なお、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられる。

（別添 1）一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和 6 年 7 月 18 日現在）

4-(1)-④（外部からリストの提供を受ける場合におけるリストの正確性の確保） 制裁対象者リストの整備・更新において、外部の事業者等から提供されるリストを利用する場合には、当該リストの更新の都度の検証又は当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等により、当該リストが、直ちに更新され、正確に整備されることを確保すること。

4-(1)-⑤ (フィルタリングシステムの設定・管理) フィルタリングに用いるシステムについて、当該システムの機能や特性を考慮し、制裁対象者との間の支払等ではないことの適切な確認が行えるよう、システムの設定を調整し、適切性を検証する等の管理を行うこと。システムによらずフィルタリングを行う場合においても、制裁対象者の情報と完全一致するもののみならず、名義を単語毎に検索する等類似する情報を適切に抽出し、フィルタリングを行うことを確保すること。

#### 4-(2) 確認義務の履行のために求められる対応 (特定国等、特定目的、特定取引等規制)

特定国 (地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制に関する確認義務を実施するため、外国為替取引等取扱業者 (為替取引等を行う者に限る。) に求められる対応は以下のとおり。

4-(2)-① (確認を実施するために必要な情報の把握) 顧客の支払等が規制対象のものではないことを確認するために必要な、以下の情報 (以下「必要情報」という。) を把握した上で、必要情報等から、顧客の支払等に係る為替取引等を行う前に、規制対象の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。

- ・送金人に関する情報 (本人特定事項等、実質的支配者の情報等)
- ・受取人に関する情報 (氏名・名称、住所・所在地、実質的支配者の情報等)
- ・仕向国、相手方金融機関に関する情報
- ・送金又は電子決済手段等の移転の目的、輸入又は仲介貿易貨物の情報 (商品名、原産地、船積地域 (規制対象国の隣接国等に対する輸入代金の送金の場合の船積港の属する都市名を含む。)) 等

(注1) 荷為替手形による顧客の支払等についても同様の確認を行うこと。信用状開設時に当該確認を行った場合においても、船積書類到着時等、決済実行前に再度確認を行うこと。

(注2) 顧客から受け取る送金データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、リスクに応じ顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理を適切に行っている場合に限り、当該必要情報の把握に代えて、経済制裁措置の内容を顧客に説明した上で、これに対し顧客から当該制裁に関連するものではない旨の申告を受けるとともに、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。被仕向送金についても、同様な場合に限り、顧客への被仕向送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。

(注3) 特定国 (地域) に係る支払等の規制に関し、顧客の支払等の相手方が特定国 (地域) の居住者に実質的に支配された法人その他の団体ではないかの確認については、顧客からの申告により確認を行うほか、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送

金人や受取人の実質的支配者について、追加的な調査により把握を行い、制裁対象者との照合を実施することが考えられる。

(別添2) 現在実施中の特定国(地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制(令和6年7月18日現在)

**4-(2)-②(自動照合システムによるフィルタリング)** フィルタリングのための自動照合システムを導入している場合においては、リスクを踏まえ規制に関連する単語を適切に登録すること。自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係る SWIFT 電文等の中に規制に関連する単語があるかどうかを確認し、当該単語が検知された送金について慎重な確認を行うこと。

(注) 自動照合システムとは、制裁違反に該当する支払等ではないことを確認するために、送金人及び受取人の氏名、住所及び外国の被仕向銀行等検索の対象とする情報と「制裁対象者リスト」や「規制に関連する単語リスト」の情報との類似性が予め設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システムを指す。

#### **4-(3) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応(資産凍結等の措置)**

外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく制裁対象者との支払等又は取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等の相手方が制裁対象者ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**4-(3)-①(システムによるフィルタリング等)** 顧客と預金取引等(電子決済手段等の管理に関する取引を含む。以下同じ。)を開始する前に、当該顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するため、名義の照合を行うシステム等により、フィルタリングを行うこと。制裁対象者に追加又は情報改訂があった際には顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するための当該フィルタリングを直ちに行うこと。これらにより検知された顧客等が制裁対象者ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。両替取引については、取引の相手方との間で支払等が生じることから、リスク評価の結果を踏まえ、取引を行う前に、取引の相手方について当該確認を実施すること。

**4-(3)-②(預金取引等に係る顧客の管理)** 本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録し、フィルタリングの対象とすること。少なくとも非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称を有する顧客について、これを行うこと。

(注) 顧客のアルファベット名の把握については、以下に留意する必要があるが、こうした顧客について、提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、当該書類以外の本人確認書類を保有していないなど、アルファベット名の把握が困難である者についてはこの限りではない。

- ・顧客の正式な氏名・名称の一部を省略したり、略称を用いたりせず、顧客のフルネームに基づいてフィルタリングを行うこと。
- ・顧客が屋号・通称名等正式な氏名・名称と異なる名義を有する場合、顧客の本人確認書類に記載された顧客の正式な氏名・名称についてもフィルタリングを行うこと。
- ・システム上の文字数制限その他の事情によりこれらの対応が困難な場合、例えば、顧客の正式な氏名・名称を別途電子データで管理し、フィルタリングを行うこと。
- ・アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めること。

4-(3)-③(制裁対象者リストの整備等) II-4-(1)-②~⑤の対応により、制裁対象者リストの整備等を行うこと。

4-(3)-④(その他の取引への対応) 外為法の適用を受ける支払等及びその他の取引等(相続預金の払出し、非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約等を含む。)について、リスク評価の結果を踏まえ、II-4-(1)~(2)及びII-4-(3)-①~③に準じた対応を行うこと。

#### 4-(4) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応(特定国等、特定目的、特定取引等規制)

外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく特定国(地域)に係る支払等、特定の目的に係る取引等又は特定の取引等に係る規制の対象である支払等若しくは取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等が規制対象ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

4-(4)-①(特定国(地域)に係る支払等の規制への対応) II-4-(3)-①に準じた対応により、預金取引等を行う顧客及びその実質的支配者が特定国(地域)の居住者ではないことの確認等を行うこと。当該確認が行えるよう、当該顧客及びその実質的支配者の居住国(地域)を把握し、管理すること。

4-(4)-②(特定の取引等又は特定の目的に係る取引等(当該取引等に係る支払等を含む。))の規制への対応) 外為法の適用を受ける支払等及び取引等(非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約等を含む。)について、リスク評価の結果を踏まえ、規制に該当しないことの確認を行うこと。

(別添3)現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制(令和6年7月18日現在)

#### **4-(5) 慎重な確認、その他のリスク低減措置**

各種の確認等の結果を踏まえた慎重な確認その他のリスク低減措置として外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**4-(5)-①（関係部店への周知）** 制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、当該規制に係る外為法令の遵守に必要な範囲で直ちに統括責任者及び関係部店にその内容を周知すること。

**4-(5)-②（慎重な確認の実施）** II-4-(1)~(4)の対応による確認等の結果を踏まえ、以下の状況が認められる場合には、追加的な調査や顧客へのヒアリングによりさらなる情報を取得する又は送金の原因となる取引等に関する資料の提示を求める等により、慎重な確認を行うこと。

- ・顧客による支払等、顧客との支払等若しくは取引等（以下この②において「顧客による支払等」）が、経済制裁措置に違反するおそれがある場合
- ・顧客による支払等が、第三者等の代理等により規制に該当することを免れるために偽装されたものである疑いがある場合
- ・顧客による支払等が、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合

**4-(5)-③（規制対象の行為等への対応）** 仮に顧客が制裁対象者に該当し、当該顧客の預金口座等が発見された場合には、利息の支払の停止等を含め、当該預金口座等に係る取引を停止すること。顧客との連絡が困難である等により必要な確認ができず、顧客が制裁対象者に該当するか判然としない場合には、当該顧客の預金口座等を区分して管理するなどにより、制裁対象者に該当しないと確認しないまま支払等又は取引等を行うことを防止すること。仮に外国為替取引等取扱業者自らが規制対象の支払等又は取引等を行う場合には、必要な許可等を取得すること。また、仮に規制対象の支払等に係る為替取引等を行う場合には、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号。以下「外為省令」という。）第6条第1項又は第2項の規定に基づき許可証等の提示を求め、為替取引等の実施後に同条第3項の規定に基づき許可証等への必要事項の記入等を行うこと。

**4-(5)-④（業務委託先の管理）** 確認義務の履行に係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、当該業務が適切に実施されることを確保するために必要な事項を定め、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ、改善させる等、必要かつ適切な監督を行うこと。

**4-(5)-⑤（海外支店における経済制裁措置への対応）** 本邦内に主たる事務所を有する外国為替取引等取扱業者の海外支店についても、経済制裁措置に関する外為法の規制の適用を受けることを踏

まえ、①為替取引において顧客が行う支払等、②自らが行う支払等及び資本取引等、が規制対象であるかどうかについて、これら取引等を実施する前に適切に確認する態勢を整備し、実施すること。

**4-5-6 (経済制裁措置に違反した場合の対応)** 経済制裁措置に係る外為法令の規定に違反したことが検知された場合には、直ちに事実関係を財務省に報告するとともに、直ちに必要な応急的対応を行うこと。また、速やかに、当該不備の発生原因や同種の不備事項の発生の有無を検証するとともに、当該発生原因に対する改善・再発防止策を策定し、実行すること。

(注) 経済制裁措置以外の外為法令等の規定に違反したことが検知された場合においても、II-4-5-6に準じた対応を行うこと。

**4-5-7 (リスクに応じたその他の低減措置の実施)** 制裁違反リスク評価の結果に基づき、リスクを十分に低減させるため、以下を含む対応を行うこと。

- ・制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針を定めること。
- ・制裁違反リスクを踏まえた継続的な顧客管理を行うとともに、制裁違反リスクが高いと判断した顧客や取引について、厳格な顧客管理を実施すること。

(注) 当該厳格な顧客管理には、顧客や取引に関する追加的な情報の入手、取引の実施等への上級管理職の承認を得ること、敷居値の厳格化等のモニタリング強化、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を含む。

- ・リスクが低いと判断した顧客については、II-4-(1)~(4)及び必要に応じII-4-5-2の対応を行うことによりリスクを十分に低減することを前提に、当該リスクの特性を踏まえ、簡素な顧客管理を行うこと。
- ・コルレス契約等（電子決済手段等の移転等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を含む。）のリスク管理において、当該契約先における制裁違反リスクの管理態勢を確認する等、制裁違反リスクを踏まえたリスク管理を行うこと。
- ・業として顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行っている場合には、ブロックチェーン分析ツールによりリスクが高い電子決済手段等の移転等に関するモニタリングを行うこと。
- ・特定国（地域）及びその近隣地域での預金の引出し状況を把握するためのモニタリングを実施し、異例な引出しについてのリスクを検証し、必要に応じ規制の抵触についての確認を行うこと。

## 5. 記録の作成及び保存

制裁違反リスクの特定・分析・評価、制裁違反リスクの低減方針、リスク低減措置等の記録の作成・保存に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**5-①（記録の作成及び保存の実施）** 以下の事項を実施した際には、当該事項の実施日（意思決定日、統括責任者又は役員会等が承認した場合の承認日、役員会等に報告した場合の報告日、手続の適用日等）、実施者（意思決定等を行った者）並びに実施した内容及び結果等を記録し、適切な期間保存すること。

(i) 制裁違反リスクの評価（Ⅱ-1-③関係）

(ii) 制裁違反リスクの低減方針の作成（Ⅱ-1-④関係）

(iii) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（Ⅱ-1-⑤、⑦関係）

(iv) 手順書の作成及び見直し（Ⅱ-1-⑥、⑦関係）

(v) リスク低減措置の実施の監視（Ⅱ-1-⑦関係）

(vi) 研修（Ⅱ-1-⑧関係）

(vii) 制裁対象者リストの整備・更新及びリストの正確性の確保等に関する対応（Ⅱ-4-(1)-②～⑤関係）

**5-②（個々の外国為替取引等に関する記録の作成及び保存）** 外国為替取引等を行う際には、個々の外国為替取引等について、手順書に従って実施した、リスク低減措置の実施日、内容、結果、実施者（各種手順の実施者及び承認者等）等を記録し、適切な期間保存すること。制裁対象者に追加若しくは情報改訂があった際又は特定国（地域）に追加があった際に、Ⅱ-4-(3)-①及びⅡ-4-(4)-①に基づき実施したフィルタリングについても、これらの事項を記録し、適切な期間保存すること。

### 第三章 両替業務における取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する事項並びに特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項

#### 1. 両替業者に関する内部管理態勢等

取引時確認等及び疑わしい取引の届出等の実施のための内部管理態勢等に関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

(注) 本ガイドラインにおける両替業者については、両替を専門として行う事業者に限らず、両替業務を行う金融機関を含む各種事業者を指すことに留意。

1-①(統括責任者の任命等) マネロン・テロ資金供与リスクの評価、取引時確認等及び疑わしい取引の届出等の確実な実施を統括し、管理する者(以下、この章において「統括責任者」という。)である担当役員又は管理者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること。

1-②(役員会等への報告と経営陣の関与) II-1-②に準じ、統括責任者による役員会等への報告と経営陣の主導的関与等を行うこと。

1-③(マネロン・テロ資金供与対策に関する方針の作成) マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえ、II-1-④に準じ、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け等を行うこと。

1-④(リスクの評価) II-3に準じ、両替業務に関するマネロン・テロ資金供与リスクの特定・分析・評価を行い、評価結果を書面化すること。(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。)第32条第1項第1号)

1-⑤(内部規程の整備) III-2及び3で求められる取引時確認等及び疑わしい取引の届出の手續に関し、手續の詳細を内部規程として定めること。これについて統括責任者が承認すること。

(注) 疑わしい取引に該当するか否かを適切に検討・判断するため、別添4の参考事例集に自らの両替業務の経験等から疑わしい取引に該当すると判断される事例を追加した疑わしい取引の参考事例集を上記内部規程とあわせて整備すること。また、新たな事例が生じた場合には、直ちに当該事例集の見直しを行うこと。

1-⑥(取引時確認等の実施の監視及び第2線の役割等) III-2及び3で求められる取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する事項の実施並びにIII-1-⑦で求められる業務委託先の管理について、II-1-⑦及びII-2-②~④に準じ、統括責任者及び第2線による実施状況の監視等を行うこと。

1-⑦（業務委託先の管理） Ⅲ-2及び3で求められる取引時確認等又は疑わしい取引の届出に関する業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、Ⅱ-4-(5)-④に準じた対応を行うこと。

1-⑧（研修の実施及び人材の確保） Ⅲ-2及び3で求められる取引時確認等又は疑わしい取引の届出に関し、Ⅱ-1-⑧及び⑩に準じ、必要な研修及び適切な職員の配置等を行うこと。

1-⑨（内部監査部門の設置及び内部監査の実施等） Ⅱ-2に準じ、内部監査部門の設置及び内部監査の実施等を行うこと。

## 2. 両替業務に関する取引時確認等

両替業者は、犯収法令及び外為法令の規定に従い、両替業務に関し、取引時確認及び本人確認等を行う必要がある。これに関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

2-①(取引時確認) 200万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り(取引を分割することにより、1回当たりの取引金額を200万円以下に引き下げていることが明らかかな場合も含む。以下「200万円超の両替取引」という。)を行う場合、以下の事項に係る取引時確認を行うこと。疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引(以下「特別の注意を要する取引」という。)に該当した場合にも同様の確認を行うこと。(犯収法第4条第1項等)

- ・本人特定事項
- ・取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合における、当該自然人の本人特定事項(この場合において、当該自然人が取引の任に当たっていることについても確認が必要。(犯収法施行規則第12条第5項))
- ・取引を行う目的
- ・顧客が自然人である場合の職業、顧客が法人である場合の事業内容
- ・顧客が法人である場合の顧客の実質的支配者の本人特定事項

(注) 取引時確認の対象となる両替取引を判定する際の円相当額への換算は、犯収法施行規則第35条で定めるところによる。

2-②(厳格な顧客管理) 顧客との間で以下に該当する両替取引を行う場合には、犯収法令で定めるところにより、本人特定事項の厳格な確認や資産及び収入の状況の確認を行うこと。(犯収法第4条第2項等)

- ・取引の相手方がその取引に関連する契約等の締結に際して行われた取引(以下「関連取引時確認」という。)に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における両替取引
- ・関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との間で行う両替取引
- ・イラン・北朝鮮に居住し又は所在する顧客との200万円超の両替取引
- ・外国において重要な公的地位にある者等(Politically Exposed Persons: PEPs)との200万円超の両替取引

2-③(取引時確認の方法) 上記の確認を行う場合には、犯収法令において規定する確認方法により確認を行うこと。なお、取引目的の確認においては、別添5の「(1)取引を行う目的の種類」を、職業及び事業内容の確認においては、「(2)職業及び事業の内容の種類」を参考に確認を行うこと。また、法人で

ある顧客の実質的支配者の確認は信頼に足る証跡を求めて行うこと。（犯収法施行規則第6条から第14条まで及び第32条第1項第2号等）

（注）本人特定事項の確認に用いる本人確認書類に関し、有効期間又は有効期限があるものは、確認する日において有効なものに限り、これらが無いものについては、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限ることに留意。また、こうした書類等に偽造等の疑いがある場合には、例えば、疑わしい取引の届出の提出や取引謝絶等を検討するなど、適切に対応する必要がある。

**2-④（継続的顧客管理）** 両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、顧客や取引のリスクに応じた頻度により、取引時確認により確認した顧客の情報（実質的支配者の情報を含む。）を継続的に精査すること。両替取引その他の取引等に関し、過去に疑わしい取引の届出を行った顧客については、必要に応じてリスク評価を見直し、リスクに応じた管理又はリスク低減措置を実施すること。（犯収法施行規則第32条第1項第3号等）

**2-⑤（確認記録の作成保存）** 取引時確認を行った場合には犯収法令の規定に基づく確認記録を作成し、両替取引が行われた日から7年間保存すること。（犯収法第6条等）

**2-⑥（取引時確認の対象とならない取引等への対応）** Ⅲ-1-④によるリスク評価の結果を踏まえ、取引時確認の対象とならない両替取引を行うに際しても顧客の氏名又は名称のほか、顧客に関する情報（住所又は所在地、電話番号、国籍及び旅券番号、運転免許証の記号番号、両替業者が旅行業務に伴って両替を行う場合における団体旅行の団体名及び当該団体の所在地、空港において両替する場合の航空機便名等）を収集するよう努める。（犯収法施行規則第32条第1項第1号及び第2号等）

（注）特に10万円を超える両替において当該収集を行うよう努めること。また、収集した情報の分析結果をマネロン・テロ資金供与及び経済制裁措置に関するリスクの分析に活用すること。

**2-⑦（その他のリスク低減措置等）** Ⅲ-1-④によるリスク評価の結果を踏まえ、また、別添5の留意事項を参考としつつ、Ⅲ-2-⑥に記載する事項を含むリスク低減措置を実施すること。犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、リスクが高いと認められる両替取引又は特別の注意を要する取引については、疑わしい点があるかどうかを確認するために、原資を確認する等の必要な調査を行った上で、統括責任者等がその内容を確認し、疑わしい取引に該当するかどうかを判断し、取引実行の承認を行う等、リスクの低減を行うこと。（犯収法施行規則第27条第1項第3号）

（注）なお、両替業者は外国為替取引等取扱業者に含まれており、本ガイドライン第Ⅱ章の対象である。このため、Ⅱ-4-(3)-①及び同(4)-①に従った確認等が制裁違反リスクの低減措置として求められることに留意が必要。

### 3. 両替業務に関する疑わしい取引の届出

両替業者は、犯収法令の規定に従い、両替業務に関し、疑わしい取引等の届出を行う必要がある。これに関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

**3-①（疑わしい取引の届出の実施）** 以下の事項を含む検討等により、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、疑わしい取引の届出を速やかに行うこと。（犯収法第8条第1項及び第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条等）

- ・財務省「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」を参考にすること。
- ・Ⅲ-2で収集した情報を含め、顧客属性及び取引時の状況その他両替業者が保有している具体的な情報等を総合的に勘案すること。
- ・犯収法令で規定された項目に従って、疑わしい点があるかどうかを検討すること。

**3-②（モニタリングの実施）** 疑わしい取引の届出につながる取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な態勢を構築し、モニタリングを行うこと。

- ・自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること。
- ・上記の基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること。

**3-③（疑わしい取引に関する記録）** リスクが高いと認められる両替取引又は特別の注意を要する取引について、疑わしい点があるかどうかを確認するために、原資を確認する等の必要な調査を行った場合には、その内容・結果を記載した記録を作成し、取引時確認記録又は取引記録等とともに保存すること。（犯収法施行規則第32条第1項第5号）

**3-④（疑わしい取引の届出に係る守秘義務）** 疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る顧客等又はその関係者に漏らさないこと。（犯収法第8条第3項）

#### 4. 特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項

銀行等その他の金融機関等（資金移動業者及び電子決済手段等取引業者等を含む。）は、外為法令の規定に従い、特定為替取引、電子決済手段等移転等取引又は資本取引（外為法第20条の2において資本取引とみなす取引を含む。）に関し、本人確認等を行う必要がある。これに関し、これらの者に求められる対応は以下のとおり。

4-①（内部管理態勢の整備等） 本人確認及び本人確認記録の作成等について、Ⅲ-1で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。

4-②（本人確認及び本人確認記録の作成等） 顧客等の本人確認及び本人確認記録の作成等について、外為法令の規定に従い、Ⅲ-2で定める本人特定事項の確認等に関する事項に準じた対応を行うこと。

#### 第IV章 銀行等又は資金移動業者による通知義務に関する事項

銀行等又は資金移動業者は、犯収法令の規定に従い、外国為替取引に関し、必要な事項の通知等を行う必要がある。これに関し、これらの者に求められる対応は以下のとおり。

- ①（内部管理態勢の整備等） IV－②及び③に関し、Ⅲ－1で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。
- ②（通知義務） 通知が必要な事項を外国送金依頼書に記載を受ける等の方法により適切に把握し、犯収法令の規定に従い、必要な事項を正確に通知すること。

（注1）顧客が自己の氏名又は名称と異なる名義を取引に用いる場合においても、顧客の氏名又は名称を通知する必要。

（注2）SWIFT 電文等の作成及び発信を他の特定事業者（中継銀行）に依頼する場合において、中継銀行が誤った事項を通知しないよう、仕向銀行は中継銀行に対して正確な通知事項を示す必要があり、また、中継銀行は SWIFT 電文等の作成に際し、仕向銀行との間で正確な電文を作成するための連携が必要。

- ③（通知に係る記録の保存） 犯収法令の規定に従い、通知に係る記録を適切に保存すること。

## 第V章 特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項

特別国際金融取引勘定承認金融機関は、外為法令の規定に従い、特別国際金融取引勘定の経理等を行う必要がある。これに関し、特別国際金融取引勘定承認金融機関に求められる対応は以下のとおり。

- ①（内部管理態勢の整備等） 特別国際金融取引勘定の経理等に関し、上記Ⅲ－１で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価及び方針の作成に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。
- ②（取引の適格性の確保） 特別国際金融取引勘定で経理される、預金契約に基づく債権の発生等に係る取引、金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引又は非居住者が発行する証券の取得若しくは譲渡について、当該預金契約、金銭の貸借契約又は証券の取得若しくは譲渡が特別国際金融取引勘定で経理することができる適格なものであることを確保すること。
- ③（取引の相手方等の確認） 取引の相手方が非居住者である場合は、外為省令に従い、当該非居住者の適格性を確認すること。取引の相手方が、特別国際金融取引勘定を有する銀行等である場合は、当該取引が特別国際金融取引勘定において経理されることを相互に確認すること。
- ④（金銭の貸付けに係る資金の用途の確認） 特別国際金融取引勘定で経理される非居住者に対する金銭の貸付けに係る資金が外国において使用されることについて、外為省令に従い確認を行うこと。
- ⑤（帳簿書類の備付け） 特別国際金融取引勘定で経理される取引に関し、外為省令で定める要件を満たした帳簿書類を備え付けること。
- ⑥（経理基準の遵守：債権債務の決済） 特別国際金融取引勘定で経理される取引又は行為に係る債権債務の決済は、その他の勘定を通ずる方法により行うこと。
- ⑦（経理基準の遵守：その他の勘定との間における資金の振替） 特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間における資金の振替に係る経理は、以下の点に留意して適切に処理すること。
  - ・ 毎日の終業時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、限度額を超えていないこと。
  - ・ 月中の特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の合計は、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額の合計を超えていないこと。
- ⑧（経理基準の遵守：その他の勘定からの付替え） 新たに特別国際金融取引勘定を開設した金融機関における、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への付替えに係る経理は、以下の点に留意して適切に処理すること。

- ・付替えは、特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月末日までの間に行うこと。
- ・付替えが可能な期間の末日において特別国際金融取引勘定に付け替えられている資金の運用に係る金額と資金の調達に係る金額は、同額であること。
- ・付替えを行った取引又は行為に係る資金の運用及び調達は、特別国際金融取引勘定の承認を受けた日より前に取引又は行為が開始されたものであること。
- ・付替えごとに、付替年月日その他の必要な項目について整理を行うこと。

⑨（経理に使用する外国為替相場） 特別国際金融取引勘定の経理に使用する外国為替相場は、その日におけるその他の勘定において外国通貨と本邦通貨との交換が介在しない同種の外国通貨間の取引又は行為に使用する外国為替相場と同一とすること。

**（別添 1）一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和 6 年 7 月 18 日現在）**

○一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等（令和 6 年 7 月 18 日現在）

- ①技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体
- ②技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシ以外の特定団体
- ③証券の発行等の規制の対象として指定されたロシア政府等・ロシアの特定銀行

○告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等(令和 6 年 7 月 18 日現在)

- ①ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の 50%以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）

(別添2) 現在実施中の特定国(地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制(令和6年7月18日現在)

1. 特定国(地域)に係る支払規制

- ①北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの

2. 特定の目的に係る支払等の規制

- ①北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
- ②イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

3. 特定の取引等に係る支払等の規制

➤以下の規制対象取引等に係る支払等

【北朝鮮関連】

- ①北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
- ②北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易
- ③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等

【イラン関連】

- ④イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む。)

【ロシア・ベラルーシ関連】

- ⑤ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡
- ⑥ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引
- ⑦ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ⑧ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ⑨ロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供
- ⑩ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
- ⑪ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
- ⑫ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。)
- ⑬ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に

係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）

- ⑭上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約

（注１）上記取引に関する支払等の規制に関し、上記２．①、３．②～⑫については、支払の受領についても規制が課せられていることに留意。これらのうち３．④、⑦～⑪については、日本側では主に被仕向送金が、３．⑫～⑭については、日本側では主に仕向送金が行われることが想定される。

（注２）このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革若しくは皮革製品、武器若しくは武器製造関連設備の製造業又は麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象。

（注３）具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等を参照すること。

**(別添3) 現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制 (令和6年7月18日現在)**

①別添2の3. に記載の規制対象取引等

②上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油及び石油製品の海上輸送等に関する役務取引 (信用状の発行等)

(注1) ①資産凍結等の措置、②貿易規制、③経済制裁以外の規制 (対内直接投資規制等) については記載の対象外。

(注2) 具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等を参照すること。

## (別添 4) 外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例

### 1. 全般的な注意

以下の事例は、両替業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律第 8 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他両替業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の情報に保ちながら総合的に勘案して両替業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、両替業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見 又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、両替業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

### 2. 取引金額

- (1) 多額の現金（外貨を含む。）又は旅行小切手による両替取引。
- (2) 多量の小額通貨（外貨を含む。）による両替取引。

### 3. 取引頻度

短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合。

### 4. 真の取引者の隠匿

- (1) 架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合。
- (2) 両替取引を行う法人の実態がないとの疑いがある場合。
- (3) 合理的な理由もなく、住所と異なる連絡先に外貨の宅配を希望する顧客との取引。
- (4) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (5) IPアドレスの追跡を困難にした取引。
- (6) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる顧客との取引。
- (7) 同一の携帯電話番号が複数の顧客の連絡先として申告されている場合。

### 5. 取引時確認への対応

- (1) 取引時確認を意図的に回避していると思料される以下のような場合。
  - ① 複数人で同時に来店し、一人当たりの両替金額が取引時確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
  - ② 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、取引時確認

の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。

③ 取引時確認書類の提示を求めた際に、取引時確認書類の提示を拒む場合又は両替金額や取引目的を急に変更する場合。

④ 取引時確認が完了する前に両替取引が行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。

(2) 顧客が自己のために両替取引をしているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

(3) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。

## 6. 偽造通貨等

偽造通貨等、盗難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合。

## 7. その他

(1) 当該店舗で両替取引を行うことについて明らかな理由がない顧客に係る取引。（合理的な理由のない遠隔地の空港、港等を利用する両替取引）

(2) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な両替取引を行う場合。（年齢に見合わない高額な両替取引）

(3) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。

(4) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。

(5) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

(6) 犯罪収益移転防止対策室（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった人物等に係る取引。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室  
（JAFIC：Japan Financial Intelligence Center）

(7) 両替取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国PEPとの取引。

(8) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国PEPとの取引。

(9) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEPとの取引。

(10) 国連腐敗防止条約やOECD外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国PEPとの取引。

## (別添5) 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

本留意事項は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法」という。）第2条第2項第3号に掲げる両替業務を行う者（以下「両替業者」という。）が法第4条に規定する取引時確認等、法第8条に規定する疑わしい取引の届出等の義務を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

### (1) 取引を行う目的の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）第7条第1項第1号ノに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

#### 両替業務

自然人	法人/人格のない社団又は財団
<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金	<input type="checkbox"/> 旅行・出張関係資金
<input type="checkbox"/> 留学費用	<input type="checkbox"/> 決済資金
<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用	<input type="checkbox"/> 給与支払費用
<input type="checkbox"/> 決済資金	<input type="checkbox"/> 外貨建て資産運用
<input type="checkbox"/> 信託の受託者としての取引	<input type="checkbox"/> 信託の受託者としての取引
<input type="checkbox"/> その他（                      ）	<input type="checkbox"/> その他（                      ）

### (2) 職業及び事業の内容の種類

以下は、両替業者が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。なお、これらの類型は例示であるため、各両替業者において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

